○国土交通省告示第千五百四十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）を実施するため、平成十六年国土交通省告示第六十六号（建設業法第二十七条の三十一第二項の電子計算機及び経営状況分析に必要なプログラムの内容等）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年十二月二十八日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

第一の二中「定めて通知する」を「定める」に改める。

第一の四前段中「財務諸表等の各勘定科目等に計上された金額」を「財務諸表等（以下「経営状況分析申請書等」という。）の内容」に、「定めて通知する」を「定める」に、「基準に照らし、真正なものでない疑いがあると認められる」を「確認基準（以下「確認基準」という。）及び各勘定科目間の関係、各勘定科目に計上された金額等に関する報告基準（以下「報告基準」という。）に該当する」に改める。

第一の四後段中「各勘定科目間の関係、各勘定科目に計上された金額等に関する基準」を「確認基準及び報告基準」に改める。

第二の二中「経営状況分析申請書及び財務諸表等」を「経営状況分析申請書等」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。

○国土交通省告示第千五百四十六号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第四百八十二号（経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年十二月二十八日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

第二の一のロの5を次のように改める。

5　規則別記様式第二十五号の十一別紙二による技術職員名簿に記載されている職員に係る次に掲げる書類

(1)　検定若しくは試験の合格証その他の当該職員が有する資格を証明する書面等の写し

(2)　事業所の名称が記載された健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し

(3)　継続雇用制度の適用を受けている職員についてはそれを証明する書面及び同制度について定めた労働基準監督署長の印のある就業規則又は労働協約の写し

第二の一のロ中14を16とし、11から13までを13から15までとし、10の次に次のように加える。

11　審査対象営業年度に再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた場合にあってはその決定日を証明する書面の写し

12　審査対象営業年度に再生手続終結又は更生手続終結の決定を受けた場合にあってはその決定日を証明する書面の写し

第二の一のロに次のように加える。

17　建設機械の売買契約書の写し又はリース契約書の写し

18　建設機械に係る特定自主検査記録表の写し

19　国際標準化機構第九〇〇一号又は第一四〇〇一号の規格により登録されていることを証明する書面の写し

附　則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第千五百四十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十八日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

路線名	近畿自動車道敦賀線			
道路の区域				
区間		変更前 後別	敷地の幅員	延長
小浜市岡津五六号中谷五番二から同市岡津六六号姥ヶ谷九番二まで		前	最大 最小	一二五（メートル） 九五
		後	最大 最小	一二一 九三

○国土交通省告示第千五百四十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十八日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

路線名	近畿自動車道天理吹田線			
道路の区域				
区間		変更前 後別	敷地の幅員	延長
大和郡山市額田部北町九七五番五から同市椎木町七三二番一まで		前	最小	四一（メートル） 二二
		後	最大 最小	九一 二二
奈良県生駒郡安堵町大字岡崎六九番一から同県生駒郡安堵町大字岡崎一九九番二まで		前	最大 最小	四八 二〇
		後	最大 最小	四一四 四八 二〇

○国土交通省告示第千五百四十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十八日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

路線名	中国縦貫自動車道			
道路の区域				
区間		変更前 後別	敷地の幅員	延長
宍粟市山崎町葛根字上ノ川四八四番三から同市山崎町葛根字土井四八六番四まで		前	最大 最小	五五（メートル） 二二
		後	最大 最小	一〇 五二 二二

○国土交通省告示第千五百五十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十八日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十八日

国土交通大臣　馬淵　澄夫